

LGBT差別の解消に向けた速やかな法整備を求める意見書

性の多様性や性的少数者への理解は、日本国内でも少しずつ広がり始めていますが、LGBT当事者は今なお差別と偏見に苦しんでおり、日常生活においても、様々な困難に直面しています。

世界では80カ国以上で性的少数者に関する差別を禁止する法律が整備されており、性的指向や性自認によらず基本的人権が保障されるのは、国際的に当たり前のこととなっています。

日本においても、性的少数者をめぐるLGBTに関する法の整備について、野党がLGBT差別解消法案を2018年に共同提出して実現を求める一方、与党も理解増進法案の提案を準備してきました。令和3年通常国会では、超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」で、自民党などが示してきた「性的少数者に対する国民の理解促進へ基本計画策定を政府に義務付ける」という内容のもと、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」との文言を盛り込むことで合意し、超党派での共同提案が模索されてきましたが、自民党内の会合で差別的とも言える反対意見が噴出し、LGBTに関する法整備は見送られました。

すべての国民は性的指向または性自認に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるべきであり、差別は許されるものではありません。国におかれては、LGBT差別の解消に向けた法の整備を速やかに行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 7月15日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
男女共同参画担当大臣